

～相続の登記に必要なもの～

すべての書類をご準備されるのは大変だと思いますので、まずは、最低限■印のものをそろえていただければ、他の書類は当方にてご準備の上、改めてご用意いただく書類をご案内いたします。

1. 被相続人（亡くなられた方） _____ 氏

<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍謄本（被相続人の死亡事項記載のあるもの）
<input type="checkbox"/>	除籍謄本、原戸籍謄本等 *被相続人が出生から死亡までの記載がある（除）（原）戸籍謄本等が必要です
<input checked="" type="checkbox"/>	除住民票又は戸籍附票（最後の住所地のもの、本籍の表示入りでお願いします）
<input type="checkbox"/>	土地・建物（相続物件）の評価証明書

2. 相続人（全員）

<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍抄本（被相続人と同一戸籍の場合は、兼用ができます）
<input checked="" type="checkbox"/>	住民票又は戸籍附票

！相続の内容を決めていただく必要があります。

(1) 法定相続の場合

法律で定められた割合で相続します。

<input type="checkbox"/>	相続登記用委任状（当方で作成します）
<input type="checkbox"/>	印鑑

(2) 遺産分割協議による場合

相続人全員により相続する人を定めます。

<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書又は協議証明書（ご依頼により当方で作成します）
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書（相続人全員のもの）
<input type="checkbox"/>	相続登記用委任状（当方で作成します）
<input type="checkbox"/>	印鑑

(3) 特別受益者がある場合

被相続人から生前に結婚資金等特別に贈与を受けたりした相続人がある場合

<input type="checkbox"/>	特別受益者の証明書
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書（特別受益者のもの）
<input type="checkbox"/>	相続登記用委任状（当方で作成します）
<input type="checkbox"/>	印鑑

(4) 相続放棄をした人がある場合

相続放棄は、相続開始から3ヶ月以内にする必要があります。

<input type="checkbox"/>	相続放棄申述書の受理証明書
<input type="checkbox"/>	相続登記用委任状（当方で作成します）
<input type="checkbox"/>	印鑑